

四日市市消防本部告示第10号

平成23年四日市市消防本部告示第2号（四日市市火災予防条例第18条に規定する避雷設備の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年8月19日

四日市市消防長 坂 倉 啓 史

改正後	改正前
<p>四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）第18条の規定に基づき、避雷設備の日本<u>産業規格</u>を次のように指定する。</p> <p><u>(1) J I S A 4 2 0 1 (建築物等の避雷設備 (避雷針)) - 1 9 9 2</u></p> <p><u>(2) J I S A 4 2 0 1 (建築物等の雷保護) - 2 0 0 3</u></p>	<p>四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）第18条の規定に基づき、避雷設備の日本<u>工業規格</u>を次のように指定する。</p> <p>J I S A 4 2 0 1 - 2 0 0 3 (建築物等の雷保護)</p>

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(消防本部予防保安課)